

飯島町職員女性活躍推進プラン

～女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画～

平成28年4月

飯島町役場

はじめに

2015年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が個性と能力を十分に発揮し活躍することについて、国、地方公共団体、事業主等が担う責務を明らかにし、2016年4月より10年間をかけて集中的かつ計画的に取り組むこととなりました。

本町に占める女性職員の割合は約半数となっており、組織全体の活性化を図る上でも女性がそれぞれの役割を担い、継続して活躍することが重要であり、そのためにも働きやすい職場環境を作ることが必要となります。

男性も女性も職場において、能力を十分に発揮し、いきいきと活躍できる職場の実現を目指し、「飯島町職員女性活躍推進プラン～女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画」を策定し、実施していきます。

平成28年 4月 1日

飯島町長
飯島町議会議長
飯島町選挙管理委員会
飯島町代表監査委員
飯島町教育委員会
飯島町農業委員会
飯島町公営企業管理者

I 目的

飯島町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、飯島町長、飯島町議会議長、飯島町選挙管理委員会、飯島町代表監査委員、飯島町教育委員会、飯島町農業委員会、飯島町公営企業管理者が策定する特定事業主行動計画です。

II 計画の期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

III 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

女性職員の活躍を推進するための庁内推進体制として、男女共同参画社会推進懇話会の幹事が特定事業主行動計画推進委員を兼ね、本計画に基づく取組みの実施状況、数値目標の達成状況の点検、評価を行い、より実効性のある取組みを進めるものとします。

IV 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

1 女性職員の活躍に関する状況把握、課題分析

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局、公営企業部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。

(1)採用した職員に占める女性職員の割合状況

正規職員

採用年	男(人)	女(人)	計(人)	女性割合(%)
H22	1	2	3	66.7
H23	2	9	11	81.8
H24	5	4	9	44.4
H25	6	4	10	40.0
H26	6	2	8	25.0
H27	3	5	8	62.5
H28	4	0	4	0

嘱託職員

採用年	男(人)	女(人)	計(人)	女性割合(%)
H22	0	2	2	100.0
H23	0	1	1	100.0
H24	1	3	4	75.0
H25	1	3	4	75.0
H26	6	2	8	25.0
H27	1	4	5	80.0
H28	6	7	13	53.8

職員（正規職員）の採用に当たっては、能力に応じた試験選考を行っており、年度によって男女比は異なるが、6年間の平均でみると女性採用割合は53.4%で、概ねバランスがとれている状況です。

(2)勤続勤務年数

勤続年数	男(人)	女(人)	計(人)	女性割合(%)
36年以上	9	4	13	30.8
31年～35年	1	5	6	83.3
26年～30年	3	6	9	66.7
21年～25年	13	11	24	45.8
16年～20年	4	3	7	42.9
11年～15年	2	2	4	50.0
6年～10年	6	4	10	40.0
1年～5年	22	22	44	50.0

平成27年度現在、勤続年数36年以上の女性職員の割合は30.8%であり、定年前に退職する女性職員の割合が多いため、定年まで働き続けられる環境づくりが必要です。

(3)各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

正規職員

(各年度 4月1日現在)

採用年	総 数			
	男 (人)	女 (人)	計 (人)	女性割合 (%)
H23	51	59	110	53.6
H24	53	60	113	53.1
H25	58	53	111	47.7
H26	62	55	117	47.0
H27	60	57	117	48.7
H28	59	56	115	48.7

課長職			
男 (人)	女 (人)	計 (人)	女性割合 (%)
9	0	9	0.0
8	1	9	11.1
9	1	10	10.0
9	1	10	10.0
9	2	11	18.2
8	3	11	27.3

採用年	係長職			
	男 (人)	女 (人)	計 (人)	女性割合 (%)
H23	16	10	26	38.5
H24	17	11	28	39.3
H25	20	10	30	33.3
H26	20	11	31	35.5
H27	18	14	32	43.8
H28	16	16	32	50.0

係長職（内課長補佐）			
男 (人)	女 (人)	計 (人)	女性割合 (%)
4	2	6	33.3
4	2	6	33.3
4	3	7	42.9
4	3	7	42.9
6	2	8	25.0
6	3	9	33.3

嘱託職員

採用年	総 数			
	男 (人)	女 (人)	計 (人)	女性割合 (%)
H23	9	15	24	62.5
H24	7	15	22	68.2
H25	7	16	23	69.6
H26	8	18	26	69.2
H27	9	21	30	70.0
H28	14	27	41	65.9

平成28年4月1日現在における正規職員の女性割合は48.7%、課長職は27.3%、係長職は50%となっており、年々課長職及び係長職へ就く女性職員の割合は増加傾向となっています。

(4)職員一人当たりの超過勤務時間

○各月ごとの状況

<平成25年度>

単位:時間

		人数(人)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	全体	52	362	352	390	481	417	358	580	400	235	298	1,166	286	5,322
	一人当たり		7	7	7	9	8	7	11	8	5	6	22	6	102
女	全体	47	206	227	392	325	249	299	252	210	159	194	304	186	2,999
	一人当たり		4	5	8	7	5	6	5	4	3	4	6	4	64
計	全体	99	568	579	782	806	666	657	832	610	394	492	1,470	472	8,321
	一人当たり		6	6	8	8	7	7	8	6	4	5	15	5	84

<平成26年度>

単位:時間

		人数(人)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	全体	57	370	297	373	524	477	344	607	1,034	251	324	373	391	5,362
	一人当たり		6	5	7	9	8	6	11	18	4	6	7	7	94
女	全体	50	179	213	341	327	195	283	315	446	91	121	224	234	2,967
	一人当たり		4	4	7	7	4	6	6	9	2	2	4	5	59
計	全体	107	548	510	713	851	671	627	922	1,480	342	445	597	625	8,329
	一人当たり		5	5	7	8	6	6	9	14	3	4	6	6	78

○職場ごとの状況

<平成25年度>

単位:時間

	議会事務局	総務課	住民税務課	健康福祉課	産業振興課	建設水道課	会計課	教育委員会	子育て支援センター	飯島保育園	七久保保育園	東部保育園
男	19	108	39	28	159	97	-	140	-	98	96	-
女	11	78	24	30	87	24	6	163	3	106	106	107
計	30	186	63	58	246	121	6	303	3	204	202	107

<平成26年度>

単位:時間

	議会事務局	総務課	住民税務課	健康福祉課	産業振興課	建設水道課	会計課	教育委員会	子育て支援センター	飯島保育園	七久保保育園	東部保育園
男	-	103	27	36	173	71	-	121	-	-	64	-
女	24	61	23	40	96	34	3	122	18	90	71	89
計	24	164	50	76	269	105	3	243	18	90	135	89

職場により、休日でのイベントや、時間外での会議等が多い職場（産業振興課、教育委員会等）では、時間外勤務が多い状況となっています。

時間外勤務の縮減は、仕事と家庭生活の両立を図るとともに、職員の仕事に対する意欲の醸成や公務効率の向上、職員の心身の健康等の増進という観点からも重要な課題の一つです。

女性職員が働きやすい職場とするためには、男性職員を含めて総勤務時間を減らし、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進を行う職場環境の実現が必要です。

(5)男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

○取得率

男性職員 0%

女性職員 100%（平均取得期間 570日）

(6) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

○配偶者出産休暇取得率 100%

○平均取得日数 1日

2 女性職員の活躍推進に向けた具体的取組みと目標

当該課題分析の結果、女性職員の活躍推進に向けて、次のとおり目標を設定します。

なお、この目標は改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げています。

(1) 長時間労働の縮減に向けた取組みの推進

- ① 事務事業の見直しや業務の改善、効率化を進めるとともに、各課・係内のコミュニケーションをとり、連携して繁忙期に支えあえる職場づくりを進めます。
- ② 日頃から、職員と十分な意思疎通を図り、ノー残業デー（金曜日）が確実に実施できるよう、職員が退庁しやすい職場環境づくりに努めます。
- ③ 各種会議においては、ICTの積極的な活用により、ペーパーレス会議を推進し、会議の質の向上や開催方法、内容の見直しなど業務改善の実践に取り組み、業務の簡素化、効率化、合理化を進めます。

(2) 両立を支援する制度の活用と職場環境づくり

「飯島町職員子育て支援プラン（平成28年4月改正）」に掲げる各種具体的取組みにより、職員が仕事と育児を両立できるように進めます。

【目標】◇ 女性職員においては、100%に達している育児休業の取得率の維持を目標とし、男性職員においては、育児休業等の取得の促進により、取得率10%を目指します。
(目標達成年度：平成32年度)

(3) 採用職員に占める女性の割合

- ① 職員採用試験においては、募集の際、社会人枠を考慮し、募集のPR方法について検討を行い、受験の機会の増加に努めます。
- ② 職員採用については、定員管理計画に基づきながら、バランスのよい採用に努めます。

【目標】◇ 採用者の女性割合について 50%を目標とする。
(目標達成年度：平成32年度)

(4) 管理的地位への女性職員の登用

意欲と能力のある女性職員の積極的な登用を進めます。

- 【目標】◇ 係長職における女性職員割合については、平成28年4月1日現在の50%の水準を維持していくことを目標とします。
- ◇ 課長職における女性職員割合については、平成28年4月1日現在の27.3%を40%以上とすることを目標とします。
- (目標達成年度：平成32年度)

Ⅶ おわりに

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進にあたり、飯島町の職員が、仕事と暮らしを両立させ、個性と能力が十分に発揮できることを期待しています。

職場での風通しのよい行政を進め、お互いに支えあう職場環境をつくり、男女が生き生きと活躍できる地域社会づくりを目指します。